

法務省矯少訓第18号

矯正管区長
少年院長

職業能力習得報奨金に関する訓令を次のように定める。

平成27年5月27日

法務大臣 上 川 陽 子
(公 印 省 略)

職業能力習得報奨金に関する訓令
(趣旨)

第1条 この訓令は、職業能力習得報奨金（以下「報奨金」という。）の計算及び支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、少年院法（平成26年法律第58号。以下「法」という。）及び少年院法施行規則（平成27年法務省令第30号）において使用する用語の例による。

(報奨金月額の設定)

第3条 少年院の長は、職業指導を受けた在院者について、月ごとの報奨金の金額（以下「報奨金月額」という。）を、矯正局長が定めるところにより、職業指導の成績に基づいて決定するものとする。

2 報奨金月額の決定に当たっては、処遇審査会（少年院の処遇審査会に関する訓令（平成27年法務省矯少訓第3号大臣訓令）第3条第1項の処遇審査会をいう。）の意見を聴くものとする。

(報奨金の不決定)

第4条 在院者が次の各号のいずれかに該当する場合は、報奨金月額を決定しないことができる。

(1) 職業指導を受けた日数が月のうち15日に満たないとき。

(2) 職業指導の成績が著しく不良と認められるとき。

(報奨金月額等の告知)

第5条 少年院の長は、毎月10日までに、前月の報奨金月額及び前月末日における報奨金計算額（報奨金月額の合計から法第25条第4項の規定による支給額に相当する金額の合計を減額した額をいう。以下同じ。）を在院者に告知するものとする。

(移送の際の引継ぎ)

第6条 少年院の長は、在院者を移送する場合には、移送当日における報奨金計算額を移送先の少年院の長に引き継ぐものとする。

(報奨金の支給等)

第7条 在院者が出院するときは、報奨金計算額に相当する金額の報奨金を支給するものとする。

2 少年院の長は、在院者が死亡した場合には、その遺族等に対し、その時に出院したとするならばその在院者に支給すべき報奨金に相当する金額を支給するものとする。

3 在院者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める日から起算して6月を経過する日までに少年院に収容されなかったときは、その者の報奨金計算額を抹消するものとする。

(1) 逃走したとき 逃走した日

(2) 法第90条第2項の規定により解放された場合において、同条第3項に規定する避難を必要とする状況がなくなった後速やかに同項が規定する場所に出頭しなかったとき 避難を必要とする状況がなくなった日

(3) 院外委嘱指導又は法第45条第1項の規定による外出若しくは外泊の場合において、少年院の長が指定した日時までに少年院に帰着しなかったとき その日

附 則

この訓令は、法の施行の日（平成27年6月1日）から施行する。